

平成26年3月24日判決言渡 同日原本領取 裁判所書記官

本訴 平成24年(ワ)第4480号 損害賠償請求本訴事件

反訴 平成24年(ワ)第12737号 未精算損金請求反訴事件

口頭弁論終結日 平成26年1月22日

判 決

本訴原告・反訴被告

同訴訟代理人弁護士 荒井哲朗

同 浅井淳子

同 太田賢志

同 佐藤顕子

同 五反章裕

同復代理人弁護士 見次友浩

東京都渋谷区神泉町9-1

本訴被告・反訴原告 第一商品株式会社

同代表者代表取締役 土肥

川崎市

本訴被告 津川

上記両名訴訟代理人弁護士 竹内清

同 竹内淳

主 文

1 本訴被告らは、本訴原告に対し、連帶して1125万6124円及びこれに対する平成23年9月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 本訴原告のその他の本訴請求をいずれも棄却する。

3 反訴原告の反訴請求を棄却する。

4 訴訟費用は、本訴反訴を通じてこれを10分し、その7を本訴被告らの負担とし、その余を本訴原告の負担とする。

5 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 本訴

本訴被告らは、本訴原告に対し、1611万1606円及びこれに対する平成23年9月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 反訴

反訴被告は、反訴原告に対し、114万5569円及びこれに対する平成24年3月27日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本訴は、本訴原告（反訴被告。以下「原告」という。）が、商品先物取引業者である本訴被告第一商品株式会社（反訴原告。以下「被告会社」という。）の従業員であった本訴被告津川■（以下「被告津川」という。）から、商品先物取引を勧誘され、金の先物取引を行い、取引開始から1か月半の間に1465万1606円の損害を被ったところ、被告津川による勧誘において適合性原則違反、新規委託者保護義務違反、説明義務違反及び一任売買等の違法行為があったと主張して、被告らに対し、不法行為に基づき損害賠償を求める事件である。

他方、反訴は、被告会社が、原告に対し、上記取引の未精算金114万5569円の支払を求める事件である。

2 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨による認定事実）

(1) 当事者

原告は、昭和■■年■■月■■日生まれの女性であり、女子短期大学の家政科を卒業後、不動産会社等の事務職に従事し、平成21年ころからはエステティシャンとして個人営業を行っている。

被告会社は、商品先物取引業者の株式会社である。

被告津川は、商品取引外務員であり、被告会社の従業員である。

(2) 金の取引

原告は、金地金の取引に興味を持つようになり、平成23年5月17日、被告会社に対して、金地金取引に関する資料を請求し、同月21日、被告会社新宿第二支店を訪問した。その際、原告に対応したのは、被告津川であったところ、被告津川は、原告に対して、金の購入と先物取引を勧誘した。

原告は、同月23日、再度、被告会社新宿第二支店を訪問し、被告津川及びその上司である佐々木■■（以下「佐々木」という。）が対応した。その際、被告津川は、再度、原告に対して、金の購入を勧めるとともに、金の先物取引についても勧誘した。

原告は、同月25日、被告会社新宿第二支店を訪問し、金1kgの購入を申し込み、地金購入申込書を作成して、被告会社に対し、同月26日から28日にかけて、合計423万1000円を支払い、金1kgを受領した（甲4）。

(3) 金先物取引の開始

ア 原告は、平成23年8月11日、ホテルサンルートプラザ新宿のロビーにおいて、被告津川と面談し、被告津川から金先物取引の勧誘を受けた。

イ 原告は、同月14日、再び、上記ホテルのロビーにおいて、被告津川と面談し、金先物取引についての約諾書（甲7）及び「取引口座開設申込書」（甲8）を作成して、被告津川に交付した。

原告は、同日、被告会社に対し、上記(2)で購入した金をスワップ取引により、金倉荷証券に替えた上で、同金倉荷証券を証拠金として（但し、充

当価格は 280万円) 預けた。

被告津川は、同日、上記取引口座開設申込書を被告会社の管理部にファックス送信し、調査部小原が原告宛に電話して、審査の上、原告は金先物取引を開始することとなった。

ウ 金先物取引開始後の事情

原告の被告会社との金先物取引の経緯は、別紙1 建玉分析表記載のとおりである（以下「本件取引」という。）。

エ 原告の出入金状況

原告の被告会社に対する平成23年8月16日から同年9月27日の間の出入金の状況は、別紙2 入出金一覧表記載のとおりである。

3 争点

- (1) 被告津川の勧誘に違法性が認められるか否か
- (2) 過失相殺
- (3) 被告会社の精算金請求の可否

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（被告津川の勧誘に違法性が認められるか否か）について

ア 原告の主張

被告津川は、次の(ア)から(キ)のとおり、社会通念上、投機的取引である商品先物取引を行う外務員として逸脱した勧誘行為をしており、悪質な違法行為をした（民法709条）。

また、同違法行為は、被告会社の営業方針・営業姿勢に由来する構造的現象というべきであるから、被告会社の固有の不法行為責任が成立し（民法709条），そうでないとしても、被告津川の違法行為は、被告会社の業務の執行としてなされたものであるから、被告会社は、被告津川の使用者として、民法715条に基づき使用者責任を負う。

そして、原告は、被告らの不法行為により、損金相当損害金1465万

1606円及び弁護士費用相当損害金146万円を被った。

(ア) 適合性原則違反

原告は、投機的な取引の経験はなく、被告会社に連絡をとったのは金地金取引のためであって、もともとハイリスクな商品先物取引をする意思はなかった。それにもかかわらず、被告津川は、積極的に商品先物取引の勧誘を行った。

また、被告津川は、原告に対し、「初心者だから最初は10枚から始めましょう。」「ただし、金を10枚買うより、30枚買った方がより儲かります。」「金を30枚買うには500万円くらい必要になりますが、新規の人は投資可能金額の3分の1までしか取引ができませんので、500万円の取引をするために『投資可能金額』欄には、1500万円と書いて下さい。」などと申し向け、取引口座開設申込書（甲8）を作成する原告に対し、「投資可能金額」欄に1500万円、「現金・預貯金」欄に2500万円、「その他」1500万円、「収入状況」に100万円と、次々に虚偽の事実を記載させた（実際はこれらの資産を保有していない）。また、被告津川は、原告が取引開始前の調査部による審査を受ける際には、「金先物取引のポイント」と題する書面（甲9）を示して、調査部による審査の内容を審査前に伝えており、外務員として適合性審査を尽くそうとする意思が始めからなく、故意に適合性審査を形骸化させた。

そして、原告は取引開始後1か月あまりの間に、原告の保有資産以上の損失を出しておらず、被告津川の勧誘は、原告の財産・資産の状況に照らして明らかに不適当である。

さらに、原告は、高校生の頃から、強迫神経症及びうつ病等の精神疾患を患っており（甲1、2），本件取引当時もこれら疾患の影響で、冷静な取引判断を行える状況になかった。監督指針（甲16）においては、

精神障害者、知的障害者及び認知障害者は、常に商品先物取引について不適格者とされ勧誘することが許されないとされており（監督指針Ⅱ－4－2(4)②イ）被告会社の当時の受託業務管理規則8条（甲18）においても、同様の者らへの勧誘は行ってはならないとされている。しかし、被告津川は、取引口座開設申込書（甲8）において「病歴」のチェックすらしていないのであり、被告会社の適合性審査の体制は不十分である。

以上を総合すれば、被告津川による本件取引の勧誘が適合性原則に反することは明らかである。

(イ) 断定的判断の提供

被告津川は、本件取引の勧誘に際して、「金の値段は、年内には2000ドル、2012年には2500ドルになります。今がチャンスです。今しかない。」、「金がどんどん上がっています。これからも金は上がります。」「QE3が始まります。QE3が始まると必ず金は上がります。」等と言って、相場判断が確実に思惑通りに推移し、利益を得ることが確実にできる旨の断定的判断を執拗に提供して取引を勧誘した。

(ウ) 説明義務違反

被告津川は、上記のような断定的判断を交えて、契約前交付書面や準則を原告に交付したが、それらをめくって見せる程度で、先物取引の具体的な説明をほとんどすることなく、先物取引未経験者に対する説明として十分とはいえない形式的な説明をしたのみである。そして、上記のとおり、被告津川は、調査部による審査の内容を事前に伝えており、十分に理解してもらおうなどとは考えていないことが明らかである。

したがって、被告津川の説明義務違反は顕著である。

(エ) 新規委託者保護義務違反、過当取引

原告は、商品先物取引の経験がなく、同取引の仕組みを十分に理解もしていないため、保護育成すべき未熟な委託者であったことは明らかで

あるが、被告津川は、原告に対し、総取引期間わずか1か月強の間に、頻繁に売り買いを繰り返させ、延べ123枚もの建玉をさせ、結果として1465万1606円の多額の損失を出させている。

また、被告津川は、取引口座開設申込書（甲8）の作成の際、原告に「投資可能金額」欄に1500万円と記載するよう指示しているが、この虚偽の記載以上の投資をもさせている。

さらに、被告津川は、取引開始から数日後に、投資可能金額の引き上げを行わせようとしており、新規委託者保護育成の趣旨に真っ向から反している。

(オ) 一任売買

原告に先物取引の経験がなかったにもかかわらず、総取引期間わずか1か月強の間に、立てては落とすことを頻繁に繰り返す取引をしており、原告が自らの意思、判断により取引をしたとみることはできず、被告津川が原告の無理解に乗じて頻繁に取引を行わせたことが見て取れる。このような本件取引は、全体として、一任ないし実質的一任であって、被告津川の受託行為は違法である。

(カ) 過当な頻繁取引、無意味な特定売買

本件では、損金に対する手数料率は17.18%であり、明らかに過大である。

また、被告津川は、原告に建玉を仕切らせる一方で、同一ポジションの建玉を頻繁に行わせている（直し）。

そして、別紙3先物取引分析シート記載のとおり、月間回転数（売買回転率）は19.8回であり、その結果損金に占める手数料割合は18.04%に上り、特定売買比率は32.14%にも上る。

このように本件取引は、客観的数値から過当かつ頻繁な売買が繰り返されていたことは明白であり、社会的相当性を逸脱した違法な行為であ

る。

特に、「損切直し」（既存建玉を仕切ると同一日に、これと同一のポジションの建玉を建てる直しのうち、既存建玉に損を出し、あるいは手数料を抜けずに仕切ったにもかかわらず、敢えて立て直すもの）が散見される（別紙1 建玉分析表21, 22, 23番参照）。これは明らかに不合理である。

(ア) 利乗せ満玉

利乗せ満玉とは、取引によって発生した確定益金を委託者に返金せずに委託証拠金に振り替え、その増加した委託証拠金で建玉可能な限度一杯の取引を継続することをいう。

本件は、一見すると平成23年9月26日以降の金の先物価格の下落によって多額の損失が出たように思われるが、これは、本来は益金が出ればその都度精算するか、余裕を持った建玉を行わせておくべきであるのに、被告津川が、確定益金を直ちに証拠金に振り替え、建玉を繰り返したことによる起因する。原告が、新規委託者保護育成の期間内にあったことを考慮すると、被告津川が、原告の無理解に乗じて、確定益金を返金せず証拠金に直ちに振り替えて建玉を行わせていた行為に違法性が認められる。

イ 被告らの主張

(ア) 適合性原則違反

原告は、本件取引開始当時、35歳であり、エステサロンの代表を務め、株式取引や投資信託、金地金取引の経験もあった。

しかも、原告は、被告会社のモバイルサービス会員専用ページにおいて、価格やニュースなどを閲覧して相場情報を確認し、主体的に取引を行っていた。

原告は、本件取引開始時に、「取引口座開始申込書」（甲8）を作成

する際、年収1000万円、現金・預貯金2500万円、その他投資信託1500万円と記載し、投資可能金額を1500万円と記載し、小原の受託審査において、同申込書の流動資産、その他の内訳が、金地金1キログラム、投信、外貨預金であることを認めていた。

平成23年1月施行の監督指針（II-4-2（4）①）によれば、商品取引業者は顧客の申告によってその属性に関する情報を収集すれば足り、その申告の真実性、合理性を疑うべき特段の事情がない限り、それ以上に情報の収集を行う義務はない。

被告らは、本件取引当時、原告が精神疾患を患っていることは知らなかつた。原告の診断書（甲1）は、日付が平成23年9月29日と本件取引終了後であり、本件取引中から外来通院中である旨の記載がない。

なお、原告が根拠とする監督指針（甲16）は、平成24年11月16日改正、同年12月1日施行のもので、本件取引中には存在していない。

（イ）断定的判断の提供

否認する。被告津川は、原告に対し、商品先物取引の仕組みやリスク等について、十分な説明をしており、断定的な表現で勧誘していない。

（ウ）説明義務違反

原告は、商品先物取引のリスクが記載された確認書（乙7）に署名押印している。

原告は、自分で必要な相場情報の収集を行い、それに基づいて自分の相場観を持っていた。

被告津川は、原告に対し、商品先物取引の仕組みやリスク等について、十分な説明をしており、原告も十分にこれを理解した。また、被告会社の調査部は、受託審査の際、約45分間もの時間を使って、一つ一つ丁寧に重要事項の確認及び補足説明を行い、原告の上記理解を確認した。

仮に、受託審査前の時点で、原告の先物取引の仕組みの理解が不十分であっても、受託審査時の説明により本件取引開始前に理解したのであるから、説明義務違反とはならない。

(エ) 新規委託者保護義務違反

取引口座開設申込書（甲8）によれば、投資可能金額は1500万円であり、旧ガイドライン（甲17）や管理規則（甲18）では、新規委託者については投資可能金額の3分の1の範囲内で取引を行わせることができ、これを遵守した（本件建玉は500万円以内しか認めていない。）のであるから、新規委託者保護義務違反はない。

しかも、原告から投資可能金額を2000万円に引き上げることを求める「申出書」（乙12）が提出されたが、被告会社はこれを認めなかつた。

(オ) 一任売買

原告は、被告会社の携帯電話モバイルサービス会員専用ページにログインし、相場情報を確認した上で、外務員の助言を参考にしながら、自ら主体的に取引していた。原告は、被告津川や佐々木が対応できない場合に、他の外務員に対して指値注文変更の指示を出していたし、平成23年9月26日の決済に関しては、被告津川が原告に成り行き注文に変更すべきと何度も助言したが、原告は指値注文を維持した。したがって、原告は、津川等の指示に単に従っていたのではなく、自分の売買判断に基づいて注文を出していたのである。

(カ) 過当な頻繁売買、無意味な特定売買

取引の回数、手数料の額によって違法性を判断すべきでなく、当時の相場動向や注文を出した経緯、原告自らが選択して決定したかどうかを抜きに、売買回数や委託手数料の額だけで決められるものではない。

さらに、原告が主張する売買回転率は、分割仕切を複数回分カウント

しているから誤りである。本件の特定売買の比率は、仕切件数28回のうち8回であるから、28.57%となり、手数料化率及び売買回転率は、別紙4のとおりである。

また、本件の直しには、売落時点ではこれ以上の上昇は見込めない（又は下落する）かもしれないとの相場観が後に上昇の相場観に変わったため、再び買建した売買などであり、合理性がある。

(ア) 利乗せ満玉

利乗せ取引は、新たな入金を伴わずに利益の拡大（損失の早期挽回）を狙うことができる取引手法であり、それ自体合理的である。

原告は、本件取引開始前に、不足金の制度やその計算方法、損益計算方法や元本以上の損失となる可能性を十分に理解していたし、本件取引状況も正確に把握していた上、主体的かつ積極的に売買注文を出し、取引継続（増玉）についても積極的な意向をもっていた。また、原告は、上記のとおり、十分な資力を有していた。

なお、平成17年5月以降は、精算機関（J C C H）の設立に伴って、利益金は、委託者の振替の意思表示によらず、自動的に証拠金へ振り返られることになっている。

したがって、利乗せ取引の違法性は問題とならない。

(2) 争点(2)（過失相殺）について

ア 原告の主張

上記(1)アのとおり、本件取引における被告会社の従業員らの勧誘・受託の違法性は顕著であり、適合性原則違反や説明義務違反が著しい本件において、勧誘者を安易に信頼したことや利益を期待したことなどを理由に、安易に過失相殺をすることは公平の観点からして著しく不当である。

イ 被告らの主張

原告は、本件取引開始当時から、商品先物取引のハイリスク性を十分に

理解していたこと、自分で相場情報を調べる等して積極的に取引をしていたこと（自ら電話をかけてきて指値注文を出すなどしていたこと）、被告従業員らの助言に従わずに自分の判断で主体的に取引をし、特に成立しづらい指値で決済注文を出していたことによって、損失額が拡大したことによ照らして、9割の過失相殺が相当である。

(3) 争点(3)（被告会社の精算金請求の可否）について

ア 原告の主張

未精算損金は、商品先物取引委託契約に基づいて、決済後に生じる差損金である。商品先物取引業者が当該契約に基づく取引に関連して違法な行為に及んでいながら、他方で、当該取引に基づく未精算損金請求を行うことが、当事者の実質的な公平に反し、信義則に反することは明らかである。

被告会社は、本件取引において、適合性原則違反、断定的判断の提供、説明義務違反、新規委託者保護義務違反、過当取引、一任売買、無意味な特定売買、利乗せ満玉等の各行為をしており、これらは一体として違法な行為である。

特に、被告会社の従業員である被告津川は、原告をして、取引口座開設申込書に虚偽の記載をさせたり、総取引期間わずか1ヶ月強の間に、頻繁に売買を繰り返させ延べ123枚もの建玉をさせ、結果として1465万1606円の損失を出させたりした。これは、新規委託者保護育成義務に違反していることは明らかである。

被告会社の未精算損金請求を認めることは、違法な商品先物取引業者の行為を司法が救済するに等しいことになるから、被告会社の未精算損金請求は、信義則に反し許されない。

イ 被告会社の主張

争う。被告会社は、東京工業品取引所の商品取引員であるところ、平成23年8月15日から同年9月26日まで、原告の委託に基づき、原告の

計算及び被告会社の名で、東京工業品取引所において、本件取引を執行したところ、本件取引によって、原告には、合計 1579万7175円の帳尻損金（委託手数料及び消費税を含む。）が発生し、他方で、原告は、被告に対して、証拠金合計 1660万2886円を預託し、195万1280円の出金を依頼した（差引入金 1465万1606円）。この差引入金は、上記帳尻損金に順次充当されたが、いまだ 114万5569円の帳尻損金については充当されておらず、本件取引の精算は終了していない。被告は、本件第1回口頭弁論期日において、上記未精算金 114万5569円を直ちに支払うよう催告した。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に加え、掲記の証拠及び弁論の全趣旨からすると、次の事実が認められる。

(1) 原告の属性等

ア 原告は、本件取引当時満 35 歳であり、短大卒業後、不動産会社の [] に勤務し、退社後、派遣社員として、NTTドコモ、NTT の本社の窓口業務に就き、平成 21 年ころ、エステティシャンとしてエステサロンを開業した（原告本人）。

イ 原告は、会社在籍当時の月収が 20 万円程度であったが、高収入のアルバイトもしていた。原告のエステサロン開業後の月収は 10 万円程度である。エステサロンの開業費用 400 万円は、知人の [] から贈与を受けた。

原告の [] の自宅の土地建物は、[] の所有であり、原告は、[] に対して、家賃を支払っていない。原告は、平成 23 年当時、[] から生活費の援助を受けていた。

（原告本人）

ウ 原告は、29歳の頃に株の現物取引を開始し、3銘柄の株式（投資額合

計500万円程度)を保有していた(甲8、原告本人p39)。原告は、この株式を、本件取引開始までに売却し、一定の損失を被っていたが、本件取引を開始するまで商品先物取引の経験は一切なかった。

原告は、大和証券株式会社との間で、レアル債の投資信託取引をしており、平成23年8月31日、投資信託を解約し、同月5日に、返戻金として67万0491円を受領した。原告は、同日、大和証券株式会社から、投資信託の解約返戻金として82万4499円を受領した。原告は、同年8月17日、野村証券株式会社との間の、投資信託549万4331円を引き出した。

(甲8、11、13、14、原告本人p40、48、49)

エ 取引口座開設申込書(甲8)には、「収入状況」に1000万円、「流動資産」欄の「現金・預貯金」に2500万円、同欄の「その他」に1500万円、外貨預金がある旨の記載がある。

オ 原告は、高校生の頃から強迫神経症に罹患し、平成23年9月29日時点で、強迫神経症、うつ病、慢性胃炎により、[REDACTED]クリニックに通院していた(甲1、2、原告本人)。

(2) 被告会社の規則(甲18)

被告会社の平成23年4月1日改定「受託業務管理規則」第11条は、1項において「当社は、直近5年以内に延べ90日以上の商品デリバティブ取引の経験のない顧客を未経験者と規定し、その者からの受託にあたっては、委託者保護の徹底とその育成をはかるため、取引を開始(建玉)してから3ヶ月を目安として保護措置期間を設け、第7条に規定する説明の理解を促し委託者の適合性の増幅をはかるものとする」とし、第2項において「保護措置期間中は委託者の保護をはかるため、その受託範囲は建玉時に必要な「当社必要証拠金」の合計額が顧客の申告した投資可能金額の3分の1(目安として)以下となる抑制措置を講ずるものとする。ただし、委託者が、自ら申

告して投資可能金額の3分の1を超える取引を希望する場合については、第8条4項及び第9条5項の規定により許可を得たものに限り、当初受託範囲の制限を超えて取引をすることができる」と規定されている。

(3) 金地金取引開始から金先物取引開始までの経緯

ア 資料請求

原告は、被告会社の金地金取引に興味を持ち、平成23年5月17日、被告会社に対して、金相場のチャートなどの金地金取引の資料請求をしたところ、被告会社から、金相場のチャート、「金取引の全てが30分で分かる 金取引入門」（以下「金取引入門」という。）と題するパンフレット（乙17）、「マンガで分かる金地金の買い方」と題するパンフレット（乙18）、証拠金一覧及び手数料一覧（乙20、21）を受領した。

金取引入門の19頁以降には、金先物取引が現物取引よりも資産効率がよく、少ない資産で多額の取引ができることからハイリスクハイリターンの投資である旨説明が記載されている。

被告津川は、原告に電話し、資料受領の確認をするとともに、新宿にてセミナーを開催していることを案内し、参加を打診した。

（乙17～21、被告津川）

イ 金地金取引開始の経緯

原告は、平成23年5月21日、知人を同行して、被告会社の新宿第二支店を訪問し、応対した被告津川と面談した。その際、被告津川は、金地金取引と先物取引の概要を説明し、取引開始の勧誘をした（被告津川p2）。

被告津川は、同日、委託のガイドや委託契約準則、証拠金一覧や手数料一覧を示しながら、商品先物取引と現物取引の違い（資金効率やリスク等）、商品先物取引の仕組みや元本超過損が発生する危険性について説明し、当時の金市況及び相場の見通しを述べた（乙35p3、被告津川）。

原告は、同月23日、再度、新宿第二支店を訪問し、被告津川とその上司である佐々木と面談したところ、被告津川らは、原告に対して、金地金取引と先物取引の勧誘をした（被告津川p2）。

被告津川は、同日、原告から金相場の見通しについて尋ねられたので、「金のチャート」等の相場資料を示しながら、「バーナンキFRB議長が量的緩和政策第2弾（QE2）を6月末で終了する旨宣言していること、しかし、第3弾（QE3）を期待するニュースもあって第3弾（QE3）が行われる可能性があること、過去にアメリカで量的緩和政策がとられた際にドル資産が商品市場へ向かって商品相場が高騰したこと、仮に第3弾（QE3）が行われれば金が高騰する可能性があること」を説明した。この説明に対して、原告は、興味を示したことから、佐々木は、原告に対して、「リーマンショック後に株価が回復傾向にある一方で十分に景気が回復したとは思われず、QE3が行われる可能性があるのではないか」と個人的な見解を述べた。さらに、被告津川は、原告に対して、委託のガイドに沿って、商品先物取引の仕組みやリスク、商品先物取引と現物取引の違い、被告会社が提供する情報提供サービスについて説明し、パソコンや携帯電話でいつでも値段や市況を見られることについて説明した（乙35）。

原告は、同年5月23日、金取引の情報を収集するため、被告会社が運営する携帯電話モバイルサービスを申し込み（乙22、23），同日から、同モバイルサービスの一般勧誘用サイトにおいて、金相場のチャートを確認していた（乙22～24、被告津川本人p4、5）。

原告は、同月25日、新宿第二支店を訪問し、被告津川及び佐々木と面談して、金地金を購入する意思を伝え、同月26日、新宿第二支店で被告津川及び内田と面談して、地金購入申込書を作成し、同月28日までの間に、合計423万1000円を支払い、金地金1kgを受領した（甲4、11、乙5の1、13）。なお、同地金購入資金のうち、150万円は、

原告名義の銀行口座から出金されているが、残金の原資は不明である。

ウ 平成23年8月11日の勧誘

(ア) 原告は、前記イのとおり金地金購入に伴い被告が提供するモバイルサービスにより金相場を確認するようになったが、強迫神経症のため、頻繁にその確認をするようになって仕事も手につかないなどの状態となつたため、精神的に疲れてしまい、同年8月上旬頃、金を売却したいと思うようになった。そこで、原告は、同月11日、被告津川に電話で連絡して、購入した金を売却したい旨相談した（甲22p5、乙35、原告本人、被告津川本人）。

これに対し、被告津川は、アメリカの量的緩和政策第2弾（QE2）が終了した後、アメリカの株価はQE2が行われた2011年11月以前の株価まで下落していること、原油等がこのところ下落しインフレ指数も上昇していないことから、QE3を望む声もあること等の説明をし、資産効率がよい商品先物取引を始めるよう勧誘した（乙35p7、原告本人、被告津川本人）。

原告は、同日、新宿のサンルートプラザホテルのロビーで、被告津川と面談し、先物取引の勧誘を受けた。

(イ) その面談において、被告津川は、原告に対して、「金のチャート」等の相場資料を示しながら、金の市況と今後の見通しの説明をした。原告は、QE3が行われるかどうかを気にしており、その点を中心に質問した。それに対し、被告津川は、バーナンキFRB議長が追加の緩和に言及したり、それを否定したりして、市場は振り回されているという情報を述べた上で、ギリシャ危機・ユーロ問題等があるので、追加の緩和政策実施はあり得るのではないかという自分の見解を述べた（乙9p41）。

被告津川は、原告に対して、契約前交付書面〔受託のガイド〕（甲5。

以下「受託ガイド」という。），受託契約準則（甲6），証拠金一覧，「お取引のリスクに関する説明《金の場合》（例）」（乙28），「金先物取引のポイント」などを交付し（甲5，6，9，乙9p22，13，25～29，被告津川本人p6），これらを示しながら，商品先物取引の仕組みやリスク，損失計算の説明を行った。

また，被告津川は，原告に対し，金地金を倉庫証券へスワップして先物取引の証拠金に充当できることを説明した。

原告は，上記説明を受けた後，被告津川から「商品先物取引の理解に関する確認書（通常取引契約）」（乙7）の作成を求められ，その内容を確認して，署名押印した。

(ウ) 受託ガイドの1項目には，「重要事項」との見出しがあり，「商品先物取引は商品市場における相場の変動により損失が生じることのある取引です。」「さらに，お客様が預託する証拠金の額に比べて取引額が大きいため，損失の額が預託する証拠金の額を上回ることがあります。」「お客様のご注文が成立したものについては，その売買枚数に応じた手数料がかかります。」との記載がある。

また，受託ガイドの4項目には，「1. 商品取引契約の概要について」との項目に「商品先物取引の危険性」との見出しがあり，「商品先物取引では，商品市場の相場が予測に反して変動したときには損失が発生する場合があります。」「商品先物取引は証拠金取引であり，総取引金額は取引に際して預託する証拠金の額に比べて最高でおよそ40倍の額となります。」「そのため，商品市場における相場の変動幅が小さくとも，大きな額の利益または損失が生じることのあるハイリスク・ハイリターンな取引です。」「また，相場の変動の幅によっては預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。」「相場の変動により損失が一定の額を超えた場合に取引を継続するためには，当初に預託した

証拠金に加えて、追加の証拠金を預託することが必要となる場合があります。」との記載がある。

(エ) 「お取引のリスクに関する説明《金の場合》（例）」（乙28）の見開き左側には、「1. 現物と先物の違い」との項目に「商品先物取引は、現物の取引とは異なる証拠金取引であり、お客様が取引の担保としてお預けになる証拠金等の額に比べ、最高でおよそ40倍にもなる過大な取引となっております。」との記載や、「2. 損失の危険性について」との項目に「商品先物取引は、お預けになった証拠金等が相場の変動により短期間で減損することもあり、その損失額がお預けになった証拠金等の額を上回る場合があります。」との記載がある。

エ 平成23年8月14日の勧誘

(ア) 原告は、同日、金商品先物取引の契約のために、再度、サンルートプラザホテルのロビーで被告津川と面談した。

被告津川は、契約手続きについて説明し、「取引口座開設申込書」（甲8）へ必要事項を記入するよう求め、原告に対して、同申込書の「投資可能金額」欄に1500万円、「資産」欄の「現金・預貯金」を2500万円、「その他」を1500万円、「収入状況（年収）」には1000万円、「その他の投資のご経験」欄の「外貨預金」に丸を記載するよう提案した。原告は、上記被告津川の提案に沿って、同申込書に必要事項を記入し、署名押印した（甲22、原告本人）。

また、被告津川は、原告に対して、「金先物取引のポイント」と題する書面（甲9）を交付し、被告会社の調査部による審査の内容を説明した（甲22、原告本人）。

(イ) 原告は、同日、被告会社の調査部から電話で先物取引開始のための審査を受けた（乙8、9、16）。

原告は、調査部小原■（以下「小原」という。）との電話の中で、

小原から、投資可能金額は全額損をしてしまったとしても、その後の生活に影響のない、支障のない範囲で設定するものである旨の説明を受け、また、契約締結前交付書面（甲5）について、受領して、十分に説明を受け、理解している旨答えた（乙9 p 4～7）。

そして、小原は、原告に対して、金の値段が上下し、価格が下がることもあること、一定以上の計算上のマイナスが出た後、取引継続する場合、追加の資金が必要となるケースがあることを説明した（乙9 p 9～22）。

また、小原は、原告に対して、「200円下げるということは20万円ですから」「当社必要証拠金が16万2000円でしたよね。」「20万円の損計算が出てしまうということは」「投資金以上の」「マイナスが出てしまう可能性があるシステム」である、営業マンの相場観どおりに必ず値段が動くとは限らない旨説明した（乙9 p 24～26）。

一方、原告は、小原に対して、「QE3も結構今ね、ネックじゃないですか。」「はっきり言わぬですよねバーナンキさんも」「ここが結構勝負だと思っているんですけど。」と話した（乙9 p 41）。

(4) 上記調査部による審査の結果、原告は、被告会社との間で、先物取引を開始することとなり、約諾書（甲7）に署名押印した。

証拠金については、購入済みの金地金1kgを金倉荷証券に換えるスワップ取引を行い、これを証拠金（充当価格280万円）として被告会社に預けた（乙6の1）。

(4) 取引開始後の経緯

ア 原告は、別紙1建玉分析表及び別紙2入出金一覧表記載のとおり、平成23年8月15日、金10枚の買玉を新規に建てて本件取引を開始し、同月16日及び同月17日、証拠金として合計300万円を振り込んだ。

取引開始当時、被告における金の必要証拠金は16万2000円であり、

500万円あれば最大30枚まで取引が可能であった。（乙20）

原告は、同月22日ころ、被告会社に、証拠金に振り返られた利益金195万1280円全額の出金を依頼し、また、被告会社から、新たに金地金1kgを購入して（乙5の2、32の3～5、35p12），被告会社に対して476万7000円を支払い（乙5の1、2），この金地金を金倉荷証券に換えて証拠金として被告会社に預けた（乙6の2）。

イ 原告は、平成23年8月24日、金の値下がりにより損失が発生して損切りした。原告は、同日、モバイルサービスの会員に登録して、会員ページへのログインを開始し、同日から同年10月5日まで、ほぼ毎日10回から15回モバイルサービスの会員ページにログインしていた（乙24）。

ウ 原告は、平成23年8月25日、預り証拠金から出金依頼済みの195万円余を出金し、同日から同月29日にかけて、追証は発生していなかつたが、証拠金として合計300万円を振り込んだ（なお、同日、金取引に必要な証拠金額が1枚20万3000円に上がった。）。

エ 原告は、平成23年9月9日、投資可能金額を1500万円から2000万円に増額することを要望する申出書を作成した（乙12）。

オ 原告は、平成23年9月20日及び同月21日、追証は発生していなかつたが、証拠金として合計250万円を振り込んだ。

カ 原告は、被告津川から電話連絡を受け、日本の市場は休場中であった平成23年9月24日、を同行し、ホテルサンルートプラザ新宿のロビーにて、被告津川及び佐々木と面談した。被告津川らは、原告に対し、ニューヨーク金市場で貴金属の価格が急落し、休場明けに原告に不足金が発生する可能性がある旨を告げた（乙13）。原告は、同月26日に全建玉を仕切ることにし4040円の指値で仕切り注文を指示し、さらに4030円に指値を変更指示したが売買が成立せず、指値注文を成り行き注文に変更して、本件取引を仕切った（乙10の34～36）。その結果、本件

取引による帳尻損金 1579万7175円が発生した。

キ 本件取引終了時の原告の預託金は、1465万1606円であり、これを上記帳尻損金 1579万7175円に充当すると、本件取引の未精算損金は 114万5569円となる。

2 爭点(1)（被告津川の勧誘の違法性が認められるか否か）について

(1) 断定的判断の提供について

原告は、被告津川が、原告に対し、「絶対に金が上がります」等と利益が生ずることが確実であると誤解させるような断定的判断を提供して商品先物取引の委託を勧誘した旨主張し、原告は本人尋問において、同主張に沿う供述をする。

しかしながら、本件全証拠を検討しても、上記供述を裏付ける証拠はなく、また、原告は、被告会社調査部の審査において、金の相場の変動があることや金の値段が上がる理由としてQE3が行われるか否かについては確定的でない旨を理解していたと思われる発言をしていたことは前記認定事実(3)エ(イ)のとおりであるから、原告の上記供述は信用することができず、その主張は採用することができない。

(2) 説明義務違反について

原告は、被告津川が本件取引の勧誘に当たって、原告に対し、商品先物取引の危険性及びその程度を何ら説明しなかった違法がある旨主張する。

しかし、前記認定事実(3)ウのとおり、被告津川は、平成23年8月11日、原告に対し、受託のガイドや「お取引のリスクに関する説明《金の場合》(例)」等を交付したこと、これらの資料には、その冒頭に「商品先物取引は商品市場における相場の変動により損失が生じることのある取引です。」「お客様が預託する証拠金の額に比べて取引額が大きいため、損失の額が預託する証拠金の額を上回ることがあります。」との記載があるなど、預託金を上回る損失が生じる危険性等について強調して記載されていることが認め

られる。

そして、前記認定事実(3)エ(イ)のとおり、原告も、小原との電話での会話の中で、預託金の元本超過損が生じうるという商品先物取引の危険性を認識していたことが認められる。

さらに、原告本人の供述によれば、金相場に変動があることの理解は当然にしていたと思われるし、また、本件取引においては追証が発生する場合があり、それが不安だった旨の供述をしていることからすると、金相場の変動状況によっては、預けた証拠金を上回る損失が発生することも理解していたといえる。

そうすると、上記資料の内容に沿った商品先物取引の仕組みや危険性等について説明をした旨の被告津川の供述を排斥することはできず、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 新規委託者保護義務違反について

原告は、投資可能金額1500万円の3分の1である500万円以内（建玉30枚）での売買を繰り返しているため、その取引態様に着目すれば、保護育成期間の規制に違反していないものといえる。

また、前記認定事実(4)のとおり、原告は、本件取引中に追証が発生していない段階で、被告会社に対して、証拠金を増やすための送金をしているところ、このような送金がなかったとしても、客観的に本件と同じ取引経過であれば、金相場が下落したことによって追証が発生し、いずれにせよ原告は被告に対して差損金債務を負担していたといえるので、上記送金の事実がなかったとしても同額の損害が原告に発生し得たことになる。そうすると、原告が平成23年8月22日以降に追加で預けた金額が多額になっていたからといって、保護育成期間の規制に違反したことにはならない。

以上からすると、新規委託者保護義務違反として違法性がある旨の主張は採用することができない。

(4) 適合性原則違反について

ア 原告の知識経験等

前記認定事実(1)アイのとおり、原告は、取引時に満35歳であり、企業での勤務経験があり、現在はエステサロンを個人で経営し、500万円程度の株式投資の経験があること、株式投資に関しては、売却によって損失が発生した経験を有していたことから、経済取引一般に関し、損得、危険性についての判断能力を一応有していたことが認められるものの、前記のとおり、商品先物取引の経験は全くない。

イ 原告の収入資産状況と取引態様

前記認定事実(3)のとおり、原告は、平成23年8月14日から同年9月26日までの1か月程度の間に、本件取引によって、1579万7175円もの帳尻損金を発生させている。

他方、前記認定事実(1)ウエのとおり、原告の収入及び資産状況については、取引口座開設申込書（甲8）において、収入状況1000万円、流動資産合計4000万円との記載があるものの、原告の本件取引開始当時の収入は年120万円位であり、資産は預貯金が約400万円、投資信託が合計約700万円、被告会社から購入した金地金1kg（約400万円）の合計1500万円程度であった。

そして、原告本人尋問の結果によれば、原告は、上記合計1500万円程度（金地金1kgを含む。）の資産を保有する以外に、知人男性から住居の提供や生活費の援助、エステサロンの開業資金の援助を受けていたことが認められるものの、同人の援助が常に得られる状況であるなどの事情は認められない。原告の金地金購入資金は、一部出所が不明であり、原告が上記した以外に資産を保有する可能性はあるものの、原告の資産が4000万円もあることを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、原告は、少なくとも、取引口座開設申込書（甲8）を作成

した当時、客観的に同申込書記載の収入や資産状況にあったとは認められず、同申込書記載の収入及び資産状況は虚偽の記載であったといえ、適合性を判断する上で、同記載の収入や資産状況を考慮するべきではない。

以上を踏まえて検討するに、原告には、本件取引が行われた1か月程度の間で、上記原告の客観的な保有資産を超える1579万7175円もの損失が生じており、このような取引への勧誘は、原告の客観的な収入資産状況に照らして、過大なものというべきである。

ウ 原告の投資意向等

前記認定事実(3)アのとおり、原告は、当初被告会社に対して金地金取引の資料請求をし、平成23年5月28日から同年8月11日までの間、先物取引を開始していないのであるから、原告は、仕組みが単純で比較的リスクの少ない投資対象である金地金を資産として保有するために、被告会社に対して資料請求をしたものといえ、当初から商品先物取引をする意向はなく、安全を重視した投資意向であったことが認められる。のみならず、原告は、前記認定事実(3)ウ(ア)のとおり、同日、強迫観念のため、安全を重視して購入したはずの現物（金地金）の売却をも申し入れていたのである。

そうすると、かかる安全重視の投資意向を有し、現物商品をも売却しようとする意思を持った原告に対して、元本超過損が発生しうる危険性がある商品先物取引を勧誘することは、原告の投資意向に反するものといわざるを得ない。

この点、被告らは、原告が自らモバイルサイトで市場情報を調査し、証拠金として複数回の増額をしていたことから、原告は当初から積極的な投資意向を持っていた旨主張し、それに沿う証拠（乙24）を提出し、証人佐々木や証人内田もそれに沿う証言をする。

しかし、前記認定事実(1)オのとおり、原告は、本件取引当時、強迫神経症に罹患していたことからすると、値動きの激しい先物取引を開始したこ

とにより、その値動きに不安になって頻回な確認をしていたものと推認され、追証でないにもかかわらず証拠金を増額していたことについても、証拠（被告津川本人）によれば、被告津川は原告に対して追証になりそうであることを伝えたことが認められ、これを聞いた原告が不安になり、追証を避けるために証拠金を振り込んだ可能性も十分にあるといえるから、上記モバイルサイトの閲覧が複数回に及んだり、証拠金を複数回増額したりしたことが認められるとしても、直ちに原告が被告会社に訪問した当初から積極的な投資意向を持っていたとは断じ難い。

したがって、証人佐々木及び証人内田の証言は信用できず、被告らの上記主張は採用することができない。

エ 取引口座開設申込書の作成経緯

上記ウのとおり、原告は、安全を重視した投資意向を持っていたところ、そのような意向を持つ原告が平成23年8月11日以降に金商品先物取引を開始するに至ったのは、被告津川から同年5月20日以降、複数回にわたって、金先物取引の資産効率の良さや金相場が上昇する可能性の説明を受けたことで、利益獲得を期待したことが契機となったことが窺われる。先物取引の経験がない原告が、自主的に取引拡大を狙って、「取引口座開設申込書（甲8）」に虚偽の年収や資産状況を記載することは考えにくい。

この点、被告らは、収入状況、流動資産、投資可能金額、その他投資のご経験欄の記載について、原告を誘導したことはない旨主張し、被告津川はそれに沿った供述をする。

しかし、前記ア及びウのとおり、原告は先物取引の経験がなく、当初は安定重視の金地金取引の投資意向を持っていたのであるから、そのような先物取引の未経験者である原告が、保有資産を大幅に超える4000万円という金額を流動資産の額として申告することは不自然であるから、被告津川の上記供述は信用することができない。

そして、上記で認定した事実経過に照らせば、原告は、資産として保有する意図で金地金を購入した後、被告津川の助言により、これを倉荷証券として証拠金を用意した上で、従前は株式に投資していた500万円程度を元手に可能な範囲で利益を獲得することを意図して先物取引を開始したものと推認される。そして、先物取引の未経験者である原告は、500万円程度を元手に取引を行うために必要な投資可能金額、預貯金額等を被告津川に確認した上で、被告津川の提案に基づいて「口座開設申込書」を作成したものと推認され、被告津川は、原告の上記意図から、原告作成の「口座開設申込書」の内容の真実性に疑問があることを認識し得たと推認されるところ、このような状況にもかかわらず、被告津川が、原告の保有する資産の裏付けを何ら確認しなかったことには、原告の適合性審査に当たり問題があったといわざるを得ない。

オ 以上からすると、被告津川が、原告の収入、資産状況を十分に把握せずに、取引額拡大のために必要な高額の資産収入を申込書に記載するよう提案し、利益獲得を強調して、現物（金地金）をも売却したいとする原告の意思や投資意向に反して商品先物取引を勧誘して取引を開始させ、本件取引開始からわずか1か月程度の間に、原告の当時の保有資産を超える損失を負わせたものといえ、被告津川のかかる勧誘行為は、適合性原則に反するものといわざるを得ず、被告津川による本件取引への勧誘行為の違法性が認められる。

3 爭点(2)（過失相殺）について

(1) 本件取引による損失

原告は、被告津川の前記不法行為により、帳尻損金1579万7175円が発生し、これに預託金（金地金2kgを含む。）合計1465万1606円全額を充当した結果、同額の1465万1606円の損失を被ったものである。

(2) 過失相殺

ア 以上説示したところに照らし、上記(1)の損害は、被告津川の不法行為によって生じたものではあるところ、原告も、被告津川から委託契約準則や委託のガイド等の交付を受け、更には口頭により先物取引の説明を受けて、これらによって、商品先物取引の仕組みや危険性について一応理解し得る状況にあったということができ、原告が、本件取引開始時において約1500万円の流動資産を保有していたこと、原告が株式の現物取引、投資信託の投資経験を有していたこと、前記認定事実のとおり、原告は、本件取引開始当時、強迫神経症に罹患していたが、判断能力に問題があるわけではなく、持病の自覚を持って職業生活を送ることができていたところ、そのような自覚があるにもかかわらず、リスクが高く強迫観念にかられてられるおそれのある先物取引の勧誘を受け入れてしまった点において、適切さを欠くものがあったといえること、原告は、全建玉を手仕舞いするに際しても、2度にわたり指値を指示し、その間に損失が拡大していることなどの事情を考慮すると、本件においては、過失相殺を許されるというべきである。そして、本件に顕れた一切の事情を考慮し、原告の過失割合は3割と認めるのが相当である。

(3) 弁護士費用

本事案の内容、損害認定額（3割の過失相殺をすると1025万6124円）等に鑑みれば、被告らの不法行為と相当因果関係にある弁護士費用は、100万円と認めるのが相当である。

(4) まとめ

以上により、被告津川は、原告に対して、不法行為に基づき、上記(2)及び(3)の損害金及び弁護士費用の合計1125万6124円及びこれに対する平成23年9月26日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

また、被告会社は、民法715条に基づき、被告津川と連帯して、原告に對し、1125万6124円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

4 争点(3)（被告会社の精算金請求の可否）について

以上のとおり、被告津川の勧誘は適合性原則違反となることからすると、被告会社が請求する本件取引の未精算損金は、被告津川の上記勧誘により開始された本件取引の結果生じたものであるから、これを原告が負担すれば、結局のところ、原告は違法な勧誘によって生じた損害を負担することになるといえ、本件取引に関する違法な勧誘を行った被告会社の上記未精算金の請求を認めることは信義則上、著しく正義に反するものというべきである。

したがって、被告会社の精算金請求は、信義則上認められない。

第4 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、本訴は主文の限度で理由があるから、これを認容することとし、他方、反訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第17部

裁判長裁判官 戸 久

裁判官 今 井 和 桂 子

裁判官 中 野 雄 壱

表 分析

特许店舗販売店有法ノ21 金牛に判定したる所ノ22

手術料 病院料 [2.7.13.5.000] に付する手数料の割合：17.18% 手数料算定金合計：2,849,175円
手術料 病院料 [2.7.13.5.000] に付する手数料の割合：32.14% (往診件数) 往診料算定金合計：3,214円
手術料 病院料 [2.7.13.5.000] に付する手数料の割合：18.04% (往診件数) 往診料算定金合計：1,804円

高遠（飛渡：枚登全部担当、当社：枚登の一部担当）、未接（黒澤：元貿易員1人以上、白波：川越鉄道正門口以上）

(別紙2)

入出金一覧表

日付	入金	出金	備考
2011/8/16	1,000,000		
2011/8/17	2,000,000		
2011/8/25		1,951,280	
2011/8/25	500,000		
2011/8/26	1,000,000		
2011/8/29	1,500,000		
2011/9/20	1,500,000		
2011/9/21	1,000,000		
2011/9/27	8,102,886		倉荷証券の売却代金を帳尻金へ振替
合計	16,602,886	1,951,280	14,651,606

先物取引分析シート

委託者：原告 [REDACTED]
被告第一商品株式会社

(1) 月間回転率

① 取引件数

新規	21回
仕切	28回
合計	49回

② 全取引期間

2011年8月15日～2011年9月26日(42日)

$$\text{③ 月間回転率} = \text{取引件数(仕切)} \div \text{全取引期間} \times 30 = [19.80\text{回}]$$

(2) 特定売買比率

① 直し 9回

② 特定売買比率

$$= \text{特定売買回数} \div \text{取引件数(仕切)} = [32.14\%]$$

(2) 手数料化率

$$\text{① 損金合計} = 1579万7175円$$

$$\text{② 手数料計(消費税込)} = 284万9175円$$

$$\text{③ 手数料化率} = \text{手数料(消費税込)} \div \text{損金合計} = [18.04\%]$$

(4) 建玉枚数等

買い 123枚

(別紙4)

手数料化率について

年月日	月末現在預り証拠金	月間受取手数料	手数料化率(%)
2011年8月	12,098,475	1,406,900	11.6%
2011年9月	15,846,250	1,306,600	8.2%
合計	27,944,725	2,713,500	9.7%

注1)手数料化率の算出は、各月末現在預り証拠金と月間受取委託手数料から次の計算式により月別に算出する。
月間受取手数料 ÷ 月末現在預り証拠金 × 100 = 手数料化率(小数点2位を切り捨て)

注2)2011年9月は、同月26日に全て決済したため前日残預り証拠金にて行う。

売買回転率について

年月日	月間総売買枚数	前月末残玉	売買回転率
2011年8月	148	20	3.7回
2011年9月	98	20	2.4回
合計	246	40	3.0回

注1)売買回転率は次の計算式により月別に算出する。
月間総売買枚数 ÷ 前月末の残玉 ÷ 2 = 売買回転率

注2)2011年8月は、取引開始月のため当月末日残玉にて算出する。

これは正本である。

平成26年3月24日

東京地方裁判所民事第17部

裁判所書記官 平野信之